

三鷹市通学路等における子どもたちの安全確保に関するガイドライン

第1 通則

1 目的

このガイドラインは、三鷹市生活安全条例（平成14年三鷹市条例第29号）第3条第2項の規定に基づき定めるガイドラインのうち、通学路等について、地域住民、保護者等の学校関係者、事業者、土地所有者、ボランティア、NPO及び市等の関係行政機関等すべての関係者（以下「すべての関係者」という。）が協働して講ずべき措置を定め、その促進を図ることにより、通学路等における子どもたちの安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) ガイドラインの対象

このガイドラインは、幼児、児童、生徒等（以下「子どもたち」という。）が通園、通学に利用している道路等及び子供たちが日常的に利用している児童遊園、公園、広場等（以下「通学路等」という。）を対象とする。

(2) 環境を整備するために配慮すべき事項

このガイドラインは、通学路等の防犯性の向上に係る企画、設計、施設整備、管理等安全な環境を整備するために配慮すべき事項や具体的な手法等を示す。

(3) 施策の推進

このガイドラインに基づく施策の推進は、通学路等における犯罪発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い通学路等から順次環境整備を図るよう努めるものとする。

(4) 適用除外

このガイドラインは、関係法令等との関係、計画上の制約、通学路等の整備・管理状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除くものとする。

(5) 防犯カメラの設置及び運用

このガイドラインにおける防犯カメラの設置及び運用については、三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を遵守するものとする。

(6) ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 安全を確保するために講ずべき措置

1 通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努める。

(1) 照度の確保

防犯灯、街路灯、住宅門灯等（注1）の夜間点灯により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）が確保されていること。

(2) 死角の解消

周囲からの見通しが確保されていること。死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。通学路等にある樹木については、定期的なせん定又は伐採を行うほか、新たに植栽を行う場合は、樹種の選定及び植栽の位置に配慮し、死角となる箇所の発生が防止されていること。

(3) 歩道と車道の分離

道路については、幅員が広い等構造上可能な場合は、歩道と車道とが分離されていること。歩道と車道との分離が困難な道路については、カラー舗装等の安全対策が講じられていること。

(4) 防犯設備及び避難所の設置

ア 通学路等の周辺に街頭緊急通報装置、防犯ベル等の防犯設備及び「子どもひなんじょ」等の緊急避難場所が設けられていること。

イ 地下道、遊歩道、空き家又は空き地周辺その他特に子どもたちに対する犯罪の発生の危険性が高い通学路等には、注意看板が掲出され、街頭緊急通報装置、防犯ベル、防犯カメラ等の防犯設備が設けられていること。

2 安全安心・市民協働パトロール（注3）の実施等

(1) 協力体制の確立

すべての関係者が協働して安全安心・市民協働パトロールを実施し、通学路等における子どもたちの登下校時及び学童保育の終了時を中心にした見守り活動、緊急時の保護活動をはじめ子どもたちの安全確保のための協力体制を確立する。

(2) 地域安全マップ等の活用と安全情報の周知

通学路等における危険箇所、地下道等特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、掲載の了解を得た「子どもひなんじょ」等が掲載された地域安全マップを作成配付し、協力家庭等へのオリエンテーリングの実施等、子どもたちや保護者に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組みを行う。

(3) 安全教育の実施

セーフティー教室（注4）等を通じて通学路等における危険遭遇時の声出しや防犯ブザーの使い方、「子どもひなんじょ」への避難等を想定した子どもたち、保護者及び地域住民への安全教育を実施し、帰宅後においても外出時における防犯ブザーの携帯、子どもたちから保護者へ行き先、帰宅時間を知らせる等の指導を徹底する。

(4) 安全点検の実施及び改善

すべての関係者が連携して通学路等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組みを行う。

(5) 情報のネットワーク化

通学路等における子どもたちに対する犯罪に関する情報の警察への通報及びファックス、安全安心メール等を活用した警察、市、学校、地域間の情報ネットワーク化を図り、これらの情報の内容に応じた迅速な対策を講ずるためのシステムを整備する。

- (注1)「住宅門灯等」には、住宅の台所照明やセンサーライトを含むものとする。
- (注2)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)がおおむね3ルクス以上のものをいう。
- (注3)安全安心・市民協働パトロール
市民、事業者、行政等すべての関係者が相互に連携して幅広く地域安全パトロールを実施する体制を構築することにより、犯罪発生を抑止に取り組む活動を総称して「安全安心・市民協働パトロール」と呼ぶ。
- (注4)セーフティー教室
小・中学校の児童・生徒を対象に平成16年度から学校単位で順次実施。警察官等が児童・生徒に日常生活全般における安全確保に向け、犯罪に遭わないための必要な知識や犯罪から自らの身を守るための実践練習を通じて様々な危険を予測し回避できる能力の育成を図っている。セーフティー教室には、保護者、地域住民も参加する。